

たいゆう かわら版

発行 横手市大雄地域局

大雄地域課 ☎ 0182-52-2111 FAX 0182-52-3906

大雄市民サービス課 ☎ 0182-52-3905 FAX 0182-52-3925

お知らせ

大雄地域課産業建設係 ☎52-2111

冬を彩る大雄イルミネーション2022開催



点灯式

日時／12月3日(土) 17:00～

場所／ゆとりおん大雄前

- ☆打ち上げ花火、超輝神シャイニングショー
- ☆横手やきそば、やきとり振る舞い(無料・200食)
- ☆お菓子のプレゼント(小学生未満・先着100人)



イルミネーション

期間／12月3日(土)～12月26日(月)

時間／17:00～22:00

場所／ゆとりおん大雄前『ふれあい通り』

期間中のゆとりおん大雄の協賛▶ソフトクリーム100円で販売
▶ほっぷ亭日替わりランチにデザートサービス

◆たいゆう緑花園押し花コンテスト

・展示期間／令和4年12月3日(土)～令和5年1月29日(日) ゆとりおん大雄1階ロビー

◆たいゆう緑花園フォトコンテスト(第1弾は応募全作品、第2弾は入賞作品の展示です)

・第1弾展示／令和4年12月3日(土)～12月23日(金) ふれあいホール

・第2弾展示／令和4年12月26日(月)～令和5年1月31日(火) カメラのキタムラ横手店

ゆとりおん大雄からのお知らせ

ご予約・お問い合わせは ☎52-2188

年末、年始もゆとりおんをご利用ください!

ご予算に応じて忘・新年会の予約を承っております。感染対策にも配慮しておりますので、ぜひ、ゆとりおん大雄をご利用ください。

★大みそか(12月31日)の営業時間

温泉入浴: 午前9時～午後7時

ほっぷ亭: 午前11時30分～午後2時

★元旦からは通常どおり営業します

温泉入浴: 午前9時～午後9時

ほっぷ亭: 午前11時30分～午後2時



今月の休館日

12月の休館日は1日(木)と15日(木)です。

ほっぷ亭夜営業

12月の営業日は3日(土)、10日(土)、17日(土)、24日(土)、26日(月)です。(営業時間 17:00～20:30/ラストオーダー20:00)

連載【第10回】

大雄市民サービス課市民生活係 ☎52-3905



『12月11日(日)』は マイナンバーカードの休日窓口です！

年内の休日は最後

令和4年12月末までカードを申請するとマイナポイント第2弾に間に合います。年内最後の休日窓口をぜひご利用ください。

◆場所／大雄地域局 大雄市民サービス課

◆期日／12月11日(日)

なお、12月11日(日)は本庁、すべての地域局でマイナンバー窓口を開設します。

◆内容／①マイナンバーカードの申請(写真撮影をして申請を補助します) ②カードの受け取り

③健康保険証の利用申し込み、公金受取口座の登録④マイナポイント第2弾の申し込み
※②、③、④の手続きを希望される方は、電話でご予約ください。

◆マイナンバーカードの手続きは、平日(午前9時から午後4時30分)もご利用できます。



お知らせ

大雄市民サービス課保健福祉係 ☎52-3905

「高齢者等雪下ろし費用助成事業」の 利用申請を受け付けています

【対象世帯】

- ・65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、障害者年金、自立支援医療を受給している方
- ・義務教育終了前(15歳以下)の児童がいる母子世帯

【対象作業内容】

- ・住宅の屋根の雪下ろし費用、排雪にかかる費用

※事業所だけでなく、個人の方(三親等以内の親族は除く)や共助組織へ依頼した場合も対象となります。

【手続きの流れ】

利用登録申請

雪下ろしは、利用者が直接作業者に依頼し、作業が終了したら作業者へ料金を支払ってください。

作業者へ依頼

雪下ろし作業前に、市から助成を受けるための「利用登録申請書」を提出してください。(2月末まで)

費用助成申請

「費用助成申請書」に作業者から発行された領収書を添えて市へ提出してください。(3月末まで)

助成額

- 市民税非課税世帯
1回につき経費の1/3の額
 - 市民税均等割のみ課税世帯
1回につき経費の1/6の額
- ※1回につき上限50,000円、
利用は年度内に5回までです。
※市で作業料金を統一しませんので
事前に作業者に確認ください。

お申し込みは 令和5年2月28日まで 大雄市民サービス課 (☎52-3905) へ

お知らせ

大雄地域課産業建設係 ☎52-2111

冬道確保にご協力をお願いします

市では万全の体制で冬期間の道路確保に努めています。除雪作業をスムーズに行うため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

❄️ スムーズな除排雪作業のためにご協力ください

早朝除雪は生活路線の確保を優先に実施しますので、除雪作業をよりスムーズに行うために、次のことにご協力をお願いします。

道路への雪出し禁止



道路に宅地内の雪を出さないでください

路上駐車禁止



路上駐車やほみ出して車を停めないでください

間口除雪への協力



玄関先の間口除雪は各家庭でお願いします

除排雪作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。

❄️ 流雪溝等のフタの取り扱いについて

- ・市内でも、流雪溝等のフタを開けたままにしていたために、転落する事故が発生しています。特に、**小中学生の通学路では子どもが転落する可能性がありますので、危険です**ので、流雪溝の使用後はフタを必ず閉めましょう。
- ・流雪溝のフタが完全に閉まっていない場合、**除雪車が通過する際に破損したり除雪車の運転手に危険が及んだり**することがありますので、作業後はフタをしっかり閉めましょう。



道路への雪出し、落雪の放置はおやめください

昨年、一昨年の豪雪では、屋根等から道路上への落雪の放置、宅内からと思われる道路への雪出しが多数発生しました。

このような行為は道路が狭くなり、除雪作業や交通の妨げとなるだけでなく、次の法令に違反する可能性があります。

・ 道路法 第43条2項

みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をしてはならない。

違反すると⇒1年以下の懲役または50万円以下の罰金

・ 道路交通法 第76条3項

交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路においてはならない。

違反すると⇒3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

悪質なものは警察の取り締まりの対象となることがありますので、おやめください。

個人所有の樹木について、枝からの落雪や折れた枝の落下などによる事故等が発生した場合、所有者の管理責任が問われる場合があります。

ルールを守った
除雪を！



大雄地域の除排雪に関する
ご連絡・お問い合わせは

大雄地域課産業建設係

電話：0182-52-2111

年末の交通安全運動

令和4年12月11日（日）～12月20日（火）
急がずに マナーとゆとりで 交通安全

冬道の安全運転の励行

- 安全な速度を心がけ、急ブレーキ・急ハンドル・急加速はやめましょう。
- 「時間・車間距離・心」にゆとりをもって運転しましょう。
- 早めに適正な冬タイヤを装着し、雪道の走行に備えましょう。

